解散公告（第三回）

当宗教法人は、宗教法人法第四十三条第一項の規定により解散したので、当宗教法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年一月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月十日

鹿児島県枕崎市白沢東町一九二番地
宗教法人西願寺
清算人　細川　道雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道深川市音江町字広里九三番地一六、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　小向　文麿

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月十日

事務所北海道旭川市東光九条四丁目四番二六号
相続財産管理人　司法書士　佐藤　篤

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県遠田郡美里町北浦字待江二九番地、最後の住所宮城県遠田郡美里町北浦字待江二九番地　被相続人　亡　前畑　富子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月十日

宮城県仙台市青葉区一番町一丁目八番一〇号　京成壱番町ビル二〇一
相続財産管理人　弁護士　村上　敏郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県日立市河原子町二丁目二六六番地、最後の住所茨城県ひたちなか市大字高場一四〇六番地八　被相続人　亡　壽田　順夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月十日

茨城県水戸市五軒町一丁目五番四八号司法書士中村陽一事務所
相続財産管理人　司法書士　中村　陽一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県北秋田市阿仁水無字水上ミ沢二番・七番合併地、最後の住所千葉県市川市鬼高三丁目二五番二号　被相続人　亡　中嶋　ミヨ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月十日

事務所千葉県船橋市本町七―九―六―一〇二ルピナス船橋　ふなばし法律事務所
相続財産管理人　弁護士　宮腰　直子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区東馬込二丁目二四三番地、最後の住所東京都大田区東馬込二丁目四番六号　被相続人　亡　村谷　博美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月十日

東京都港区赤坂一―三―六赤坂グレースビル七階虎ノ門協同法律事務所
相続財産管理人　弁護士　望月浩一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区南青山三丁目四五番地、最後の住所静岡県田方郡函南町畑五二九番地の五二七　被相続人　亡　角谷智恵子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月十日

静岡県沼津市御幸町二〇番二号　御幸ビル五階　ひびき法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山本　洋祐

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県牧之原市細江二二一番地一、最後の住所静岡県牧之原市細江二二一番地　被相続人　亡　八木　新市

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月十日

主たる事務所静岡県榛原郡吉田町住吉五七二番地の二、従たる事務所静岡県島田市本通四丁目二番の三
相続財産管理人　司法書士法人つなぐ
社員　佐藤　麻妃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県鳳珠郡能登町字宇出津ト字七番地、最後の住所大阪市東住吉区矢田六丁目八番七号特別養護老人ホーム　花嵐　被相続人　亡　橋本　艶子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月十日

大阪市北区南森町一丁目二番二五号南森町アイエスビル四階
相続財産管理人　弁護士　一津屋香織

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市中央区中山手通四丁目六〇番地二、最後の住所兵庫県神戸市中央区中山手通四丁目一六番一号　被相続人　亡　髙井龍一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月十日

兵庫県神戸市中央区楠町二丁目二番六号クスノキ壱番館二階　大倉山法律事務所
相続財産管理人　弁護士　堀田　亜紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県伊都郡九度山町大字九度山一四〇〇番地、最後の住所和歌山県伊都郡九度山町大字九度山七四九番地の二　被相続人　亡　井上　信子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月十日

和歌山県和歌山市岡山丁五〇番地二岡本法律事務所
相続財産管理人　弁護士　森　亮介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県備前市日生町大多府七番地、最後の住所岡山県備前市日生町大多府七番地　被相続人　亡　松井　仁志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月十日

事務所岡山市北区富田町二丁目一三番一二号コートサイドビル二階
相続財産管理人　弁護士　上西　芳樹

第11期決算公告

平成29年1月10日　東京都新宿区新宿六丁目27番30号

株式会社バンク・オブ・イノベーション

代表取締役　樋口　智裕

貸借対照表の要旨

（平成28年9月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,331,783	流動負債	925,642
固定資産	137,346	（うち賞与引当金）	(2,500)
		固定負債	214,384
		株主資本	327,421
		資本金	360,000
		資本剰余金	337,440
		資本準備金	337,440
		利益剰余金	△370,019
		その他利益剰余金	△370,019
		（うち当期純損失）	(364,164)
		新株予約権	1,682
資産合計	1,469,130	負債・純資産合計	1,469,130